

富山県警察職員の職務倫理及びサービスに関する訓令の解釈・運用について
(例規通達)

【概要】

この通達は、富山県警察職員の職務倫理及びサービスに関する訓令（平成15年富山県警察本部訓令第12号。以下「サービス訓令」という。）の解釈・運用について定めたものであり、職員がサービス訓令及び本通達を遵守することで、厳正な規律の保持及び職務の適正かつ能率的な遂行に努めることを目的としている。